

マービーふれあいセンター ラウンジテナント出店者募集要項



令和7年7月

指定管理者：公益財団法人倉敷市文化振興財団

1 募集内容について

倉敷市文化施設『マービーふれあいセンター』のラウンジへの出店者を募集します。

- (1) 飲み物等の販売
- (2) 施設利用者の利便に供するケータリング等のサービス提供

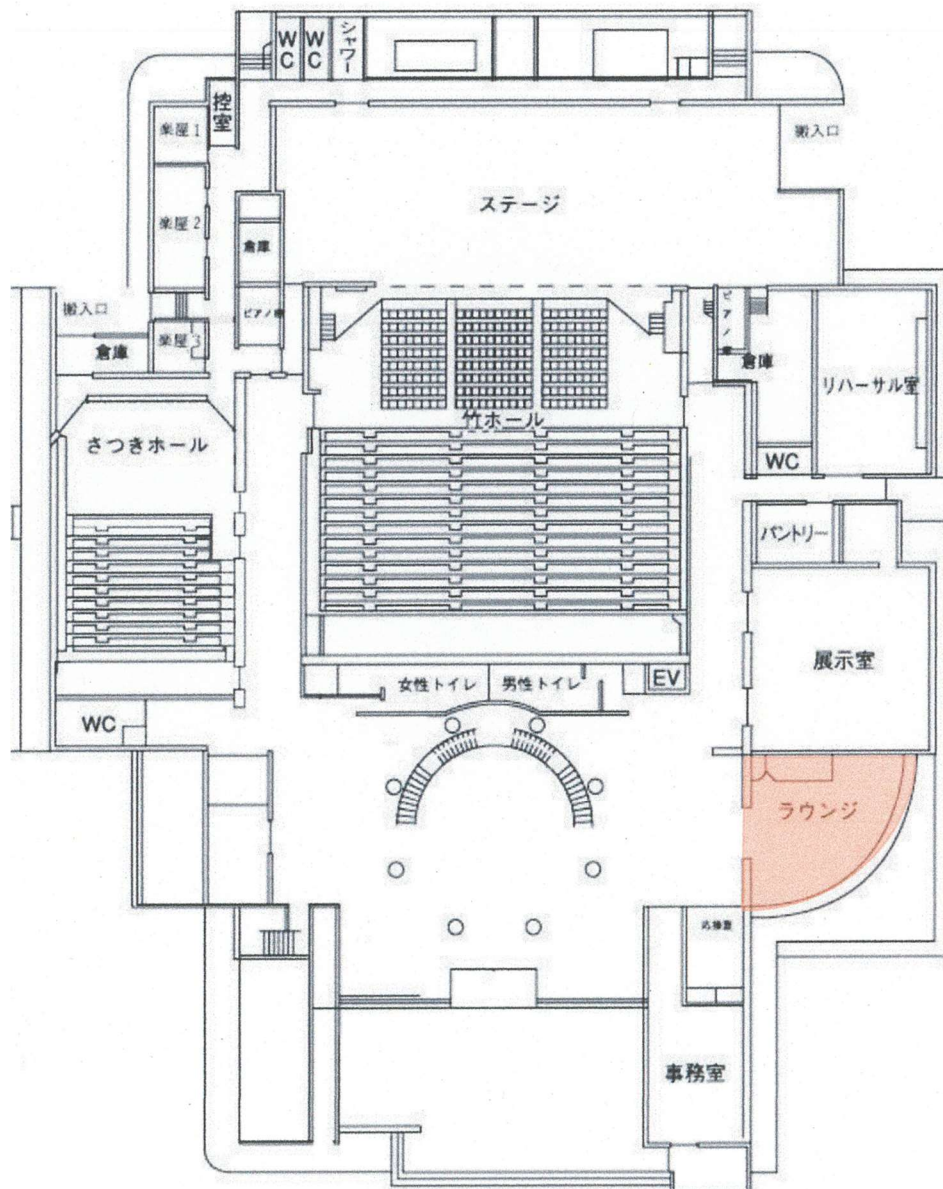
2 マービーふれあいセンター概要

- (1) 所在地 倉敷市真備町箭田40番地1
- (2) 建物 1996年完成 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階建
- (3) 設置者 倉敷市
- (4) 指定管理者 公益財団法人倉敷市文化振興財団

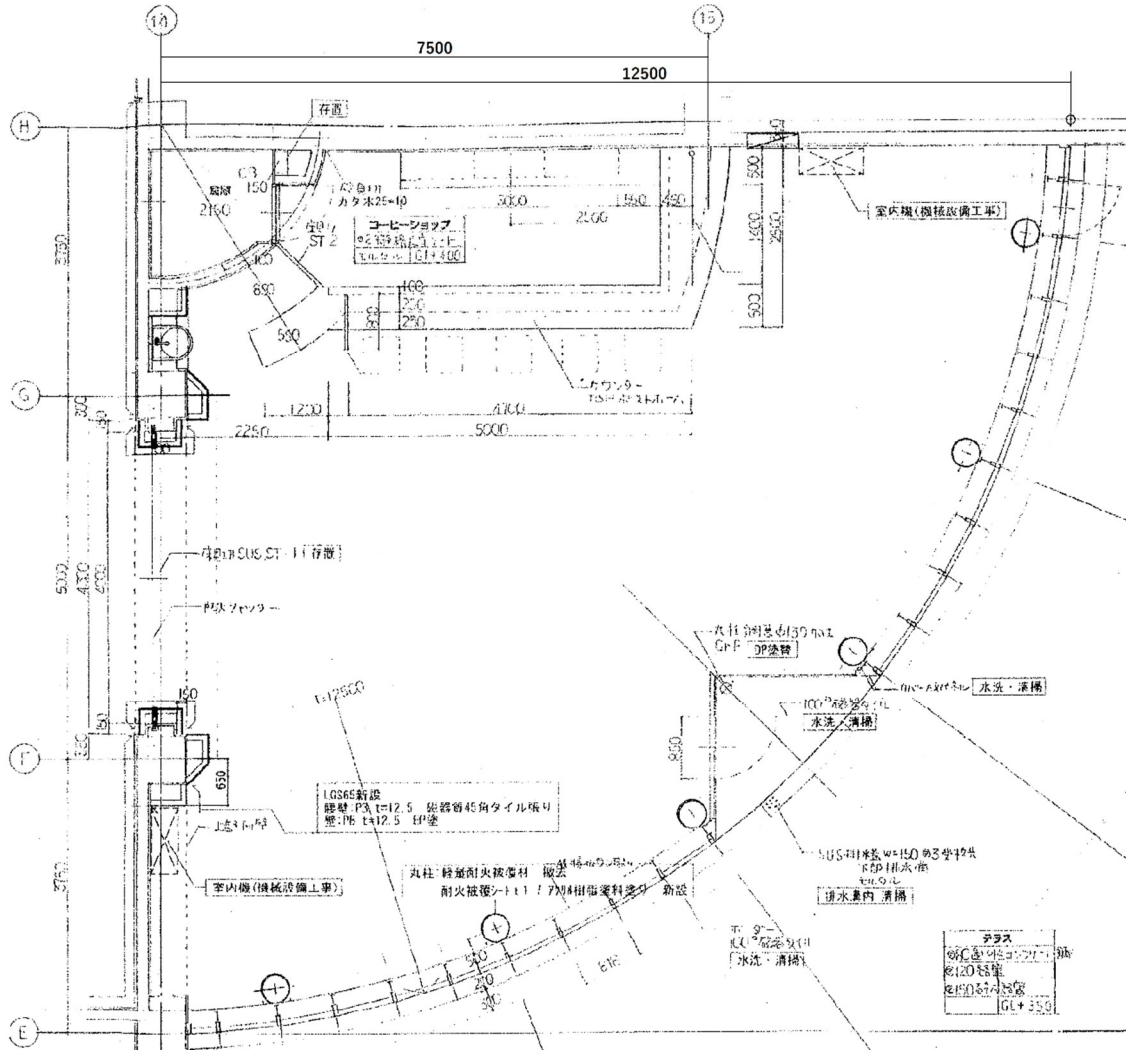
3 施設使用許可営業施設

倉敷市真備町箭田40番地1 マービーふれあいセンター ラウンジ（喫茶施設）

- (1) ラウンジ位置図 / マービーふれあいセンター1階



(2) ラウンジ平面図



4 ラウンジの概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 場所 | マービーふれあいセンター 1 F |
| (2) 面積 | 117.6 m ² |
| (3) 座席 | テーブル：32席 カウンター：7席 計39席 |
| (4) 設備・備品 | 電気・給排水設備、空調設備、厨房機器、テーブル、椅子 |

店舖内写真





5 運営方法

公益財団法人倉敷市文化振興財団と出店者との間で、ラウンジ営業委託契約を締結します。

6 委託契約期間

初年度は令和7年9月1日から令和8年3月31日までとし、2年目以降は4月1日から1年単位で、特段の申し出がない限り、最長で令和11年3月31日まで自動更新します。

7 出店条件

(1) 営業開始日

令和7年10月31日（金）までに開業することとします。

(2) 営業日時及び休業日

① 営業日

マービーふれあいセンターの開館日を基本とし、前月の25日までに翌月分の営業日をマービーふれあいセンターに届け出ることとします。

② 営業時間

マービーふれあいセンターの開館時間内とし、営業時間をマービーふれあいセンターへ届け出ることとします。

③ 休業日

ア 毎週水曜日（水曜日が祝日・振替休日の場合はその翌平日）

イ 年末年始（12月29日～1月3日）

ウ 施設の運営上やむを得ない状況が発生し、マービーふれあいセンターより特別要請があった場合は休業となる場合があります。

※ 出店者の都合により臨時休業や営業時間を変更する場合は、事前にマービーふれあいセンターへ報告することとします。

(3) 施設使用料

毎月、飲食の売上額（税込）の10%とします。

(4) 出店者の負担費用

- ① 一般廃棄物・産業廃棄物の処理費用
- ② 各種消耗品費
- ③ 出店者の過失により設備・備品等を破損・損壊した場合の修繕費用

(5) 営業条件

- ① 営業種目は喫茶とします。
- ② 公共の文化施設であることを念頭に、店名及びメニュー、店内装飾、制服等を構成してください。
- ③ ラウンジ施設外における広報活動、店名表示看板及びメニュースタンドの設置は、以下の条件のもとマービーふれあいセンターの許可を得た後に実施することができます。
 - ア マービーふれあいセンターの業務を妨げないこと。
 - イ 施設利用者の通行の妨げとならないこと。
 - ウ 公共の文化施設としての景観を損なわないこと。
- ④ 現在ラウンジ内に備品として設置してある厨房機器や椅子・テーブル等については、ラウンジ内において自由に使用してください。ただし、出店者の営業内容に併せた新規購入・設置はしませんので、必要であれば出店者側において準備してください。
- ⑤ ラウンジ内（客席フロア・厨房・倉庫）の清掃は、出店者で行ってください。
- ⑥ 売上金・商品等の管理については全て出店者で行うこととし、マービーふれあいセンターでは一切の責任を負いません。
- ⑦ 施設を目的外に使用、転貸しはしないでください。
- ⑧ 施設について修繕・模様替えを行うときは、事前に文書にて指定管理者（公益財団法人倉敷市文化振興財団）の承諾を得てください。

(6) その他

- ① 公益財団法人倉敷市文化振興財団及びマービーふれあいセンターの主催するイベント、会議等に協力してください。
- ② マービーふれあいセンターの実施する設備関係等の保守点検作業に協力してください。
- ③ 防火管理及び衛生管理には細心の注意を払い、法令を遵守してください。
- ④ マービーふれあいセンターが実施する年2回の消防・避難訓練等に参加してください。

8 応募資格

個人・法人ともに応募することができます。ただし、飲食店経営のノウハウを有し、マービーふれあいセンターの運営に協力いただける方で、以下の全てに該当する方に限ります。

- (1) 倉敷市内に住所または本店（本社）等があること。
- (2) 事業税等の諸課税を滞納していないこと。
- (3) 飲食店営業に必要な許可を取得できていること。
- (4) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。

- (5) 事業主、従業員はもとより、取引先を含め関係者が「反社会的勢力」に該当しないこと。
- (6) 「反社会的勢力」の運営維持に協力・関与しておらず、また「反社会的勢力」と社会的に非難されるような交友関係にないこと。

9 出店希望者説明会

(1) 日時

令和7年7月14日（月） 午後2時

(2) 会場

倉敷市真備町箭田40番地1 マービーふれあいセンター 2F研修室

※ 説明会の出席は任意で、提案書提出の必須条件ではありません。

10 応募期間

令和7年7月21日（月）から令和7年8月4日（月）まで

11 提出書類

(1) 期限

令和7年8月4日（月） 午後5時まで

(2) 宛先

〒710-1301 倉敷市真備町箭田40番地1 マービーふれあいセンター

(3) 方法

郵送または直接お持ちください。

(4) 書類

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 出店申込書（様式1） | 1部 |
| ② 出店計画書（様式2） | 1部 |
| ③ 会社概要書（様式3） | 1部 |
| ④ 提案書（A4判8ページ以内、書式自由） | 1部 |
| 写し（左肩ホッチキス留め） | 4部 |

留意事項

ア ラウンジ（喫茶施設）の概要

（厨房機器の一覧・テーブル等の配置イメージ図含む）

イ その他特記事項（店舗としての特徴的なことなど）

- | | |
|------------------------|----|
| ⑤ 定款または寄付行為（法人の場合） | 1部 |
| ⑥ 法人登記簿（法人の場合） | 1部 |
| ⑦ 過去2年間の国税及び、地方税の納税証明書 | 1部 |

12 出店者の選定

書類審査及び出店者の選定は、「マービーふれあいセンター ラウンジ出店者選考委員会」が厳正な審査の上行います。

13 選定結果の通知

選定された出店者には「選定通知書」により、選定されなかった者には「非選定通知書」により、その旨を通知します。

14 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とみなし、応募を却下します。

- (1) 応募者が、選考委員会委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (2) 応募者に、書類の提出から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為があったことが判明した場合。
- (3) 応募者に、審査の公平さに影響を与える行為があったことが判明した場合。

15 その他

- (1) 応募に係わる費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募にあたり、ラウンジ（店舗）の見学を希望される場合は、マービーふれあいセンター（TEL 0 8 6－6 9 8－9 1 1 1）へ連絡の上お越しく下さい。

【お問い合わせ先】

マービーふれあいセンター

〒710-1301 倉敷市真備町箭田 4 0－1

TEL（0 8 6） 6 9 8－9 1 1 1

FAX（0 8 6） 6 9 8－3 1 3 8

MAIL maabii@arsk.jp

担当者 小野、船橋